

チャレンジ企業応援資金融資あっせん申込対象の細目

経営革新に向けチャレンジする区内事業者が対象であり、新たに資金を導入することによって、自社の技術や経営資源と結びつけて生産プロセスの改善等を行い、従前と比べ経営力（競争力）を強化する手法・方法等の計画を有するものに限り、

【共通要件】

- 生産性の向上、品質改善、業務効率アップを目的としたものを対象とする。
- 工場、店舗等は原則として東京23区・川崎市・横浜市に限る。
- 土地(借地権)のみの取得費用は対象外。
- リース設備・物件は対象外。
- 見積書、契約書、仕様書等の帳票類に不備があるものは対象外。
- 具体的な事業計画を有しないものや事業内容・効果が不明確なものは対象外。
- 公序良俗に反する事業や資金用途、実現可能性が低いものなど内容について区が適当ではないと判断したものについては対象外。

※共通要件及び融資対象に当てはまる場合でも、事業計画を総合的に判断し、本資金で求めるチャレンジ性が認められない場合は受付をお断りすることがありますので、ご了承ください。

※設備等の導入が経営改善・収益向上等に必要かどうかについて、中小企業診断士が経営診断を行います。

| 対象 | 資金用途 | 特記事項 |
|--|---|--|
| 1 経営革新を目的とした機械設備、情報システム等の導入資金 (区内産業の設備投資支援) | 工場、作業所等の新設・建替え (中古建物の取得を含む) | □土地(借地権)のみの取得費用は対象外。 □建物の取り壊しのみは対象外。 □建物の一部修繕は対象外。(機械設備導入に伴う修繕は対象) □事務所、住居は対象外。(事務所兼用の場合は、工場とみなす。住居兼用の場合は、工場部分のみを対象とする。) |
| | 製造、加工等の機械設備の新規購入・設置 | □設備の導入により、従来設備では不可能であった製造・加工等が可能になる等の付加価値があり、新分野への参入や新顧客の獲得が出来る等仕事幅の広がるものが対象。 □老朽化等に伴う最新設備への買換により、加工時間の飛躍的短縮・高精度・高品質の加工が可能になるものが対象。 □工具類等備品のみは対象外。 □設備の保守・修理・従来設備撤去廃棄のみは対象外。 |
| | 事業用システムの開発、パッケージシステムの導入等のIT化 | □パソコンやソフトウェア単体の購入や更新、システムの一部改修・更新・保守・既存システムの追加ライセンス取得等の費用は対象外。 |
| | 事業用の低公害車の新規購入 | □バス・トラック・建設機械に限る。 □低公害車とは、原則として自動車から出る大気汚染物質の排出量が少なく、燃費性能の優れた自動車を含め、環境負荷の少ない自動車をいう。(例として、燃料電池自動車、電気自動車、天然ガス自動車、その他低公害車と認定できるもの) □単なる購入ではなく、購入により経営力を強化する具体的な計画を持つ者に限る。 |
| 2 店舗の新設・改装に要する資金 (区内小売・飲食・サービス業等に対する新規出店・売上向上支援) | 店舗用建物等の新設・建替え (中古建物の取得を含む) | □店舗とは、不特定多数の顧客(消費者)への商品販売、サービスの提供を直接行うための事業所をいう。 □土地(借地権)のみの取得費用は対象外。 □建物の取り壊しのみは対象外。 □建物の一部修繕は対象外。(機械設備導入に伴う修繕は対象) □住居は対象外。(住居兼用の場合は、店舗部分のみを対象とする。) |
| | 店舗の内外装工事及び設備の取得・設置に要する経費 | □老朽化等に伴う内外装工事ではなく、内外装工事を実施することにより経営力を強化する具体的な計画を持つ者に限る。 □同性能・機能を備えた最新設備の単なる買換は対象外。 □工具類の備品のみは対象外。 □設備の保守・修理・従来設備撤去廃棄のみは対象外。 |
| 3 新製品・新技術開発に要する資金 (新製品・新技術による売上向上支援) | 新製品開発製造、新技術開発に要する経費 | □開発する製品・技術に新規性・優位性・市場性があり、具体的なスケジュール及び資金計画を有すること。 □技術的開発要素がないものや既製品の模倣・改良に過ぎないものは対象外。 □研究開発の全部又は大部分を外注しているものは対象外。 □量産化段階にある技術や既事業化され収益を上げているものは対象外。 □申込時において研究開発が概ね終了しているものは対象外。 |
| | 新製品開発製造、新技術の売上計上までに要する諸経費(運転) | |
| 4 事業多角化に要する資金 (新規事業による売上向上支援) | 新規事業の立ち上げに要する設備資金 | □原則として、別業種であること。 □土地(借地権)のみの取得費用は対象外。 □建物の一部修繕は対象外。 □工具類の備品のみは対象外。 □転業資金に該当する場合は除く。 |
| | 新規事業の立ち上げから売上計上までに要する諸経費(運転) | |
| 5 保育施設整備に要する資金 | 保育施設整備における設備の取得・設置等に要する経費 | □土地(借地権)のみの取得費用は対象外。 □保育施設整備に必要と認められる資金 |
| 6 その他、経営改善・向上につながる資金で区が承認する資金 | 1～5までの融資対象には当てはまらないが、経営改善、収益向上、経費削減が期待できる資金用途内容であるもの。 | □原則として、上記1～5に類する資金であること。 |